


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年11月28日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
兵庫県東河内生産森林組合森林管理プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	兵庫県森林組合連合会(ヒョウゴケンシンリンクミアイレンゴウカイ)		
住所	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18		
代表者氏名	石堂 則本	代表者役職	代表理事会長
担当者氏名	浦上 尚己	担当者 所属部署・役職	環境ビジネス推進室長
担当者 E-mail	hyogomori@hyogomori.jp	担当者電話番号	078-341-5082
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	しそ森林組合		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	兵庫県森林組合連合会		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0108
プロジェクト登録日	2011年5月31日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本プロジェクト活動の対象地とした東河内生産森林組合の所有山林は、2009年10月に兵庫県、宍粟市、生産森林組合、自治会等が揖保川流域林業経営モデルエリアとして発足した東河内流域林業経営団地協議会の森林所有者中、約38%を占めています。東河内流域林業経営団地協議会においては、広域な連携団地を設定し、森林所有者が連携して計画的かつ効率的に森林整備に取り組むことにより、森林所有者の所得向上や木材安定供給の実現から地域林業の活性化を図り、水土保全機能や生態系を育むゆたかな自然の維持増進を達成することを目的とするなど適正で計画的な森林整備や森林更新を目指し、森林の公益性機能の更なる発揮に努めています。</p> <p>しかし、このような取り組みを行っていても、木材価格の低迷などの問題があり、林業経営における採算性は改善されていません。そこで、今後の林業経営において森林整備や木材搬出にかかる費用の一部に、森林を間伐したことによる二酸化炭素の吸収量を金銭価値化したものをあてることで、必要な森林整備を更に進めていくことを目的としています。</p> <p>本プロジェクトは全体総括、吸収量算定者、モニタリング実施者として兵庫県森林組合連合会、施業計画者としてしそう森林組合、所有者である東河内生産森林組合の三者で「森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」に取り組んでいます。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>当該プロジェクト実施地は、森林法第5条に規定される地域森林計画に定められた森林であり、森林施業計画において主伐や転用は計画されておらず、2007年4月1日以降に計画に基づき施業された森林であり、揖保川地域森林計画書、宍粟市森林整備計画書にもとづいて森林施業計画書を作成・認定のうえ、施業しているため、市が定めた、間伐を実施すべき標準的な林齢及び方法で間伐が実施されている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関係する法令については、森林・林業基本法第9条について、森林所有者は森林の整備・保全に努めている。また、当該森林は第5条地域森林計画に定められた森林であり、第11条に定められた森林施業計画について宍粟市長の認定を受けている。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】				
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
バーテック スIV	Haglof 社	5 年	2009 年7月	樹高測定
Trimble GPS Pathfinder SB	Trimble 社	5 年	2009 年7月	緯度経度測定
Oregon300	GARMIN 社	5 年	2010 年1月	緯度経度測定
Trupulse 360	LASER TECHNOLOGY 社	5 年	2009 年7月	測量
直径巻尺	ムラテック KDS (株)	5 年	2009 年 3 月	直径測定

【モニタリング方法】
 モニタリングはガイドラインに基づいた方法で行い、地位特定のためのモニタリングプロットの設置は、ガイドラインに基づき下記のとおり行った。
 ①30haあたりに1箇所、樹種ごとに小班を抜き出し、設置する。
 ②小班が斜面に位置している場合は中腹に、斜面がない場合は小班の中心部分にモニタリングプロットを設置する。
 ③モニタリングプロットは、その小班の平均的な林相・地形を持つ箇所を選ぶ。
 ④モニタリングプロットは正方形または長方形で、1辺の長さがその小班における最大樹高以上とする。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】
 本プロジェクトは、森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）に関する方法論に基づき、グロスネット計上方式により森林経営活動による森林吸収量を算定しており、方法論に準拠している。

【モニタリング体制】
 プロジェクト事業者であるしそ森林組合より作成された森林施業計画書に基づいて、プロジェクト代表事業者である兵庫県森林組合連合会がモニタリングを実施する。モニタリング及び吸収量算定担当者が報告データを集約し、報告書を作成の上、報告書確認者である環境ビジネス推進室長に確認を受ける。また、報告書の責任者は参事、承認者は専務理事とする。
 データは市町村森林整備計画はしそ森林組合より、収穫予想表・林分材積表及び地域森林計画書は兵庫県林務課より提供を受ける。

【QA / QC 体制】
 教育・訓練については兵庫県森林組合連合会が組織内及びしそ森林組合に対して、モニタリング体制等について教育を行い、品質の維持に努めている。
 文書保存期間については平成 35 年 3 月 31 日までとし、電子データは定期的なバックアップを行っている。また、データの確認は、吸収量算定担当者が二度入力により、入力ミスがないか確認し、更に適切な処理がなされているか、内部監査員を任命し、内部監査を行っている。
 測定機器の管理については、吸収量算定担当者がモニタリング前に機器の点検を行った。

モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)					
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用)ver.3.0						
適用方法論	方法論番号	R001 ver.4.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト) に関する方法論					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2007年4月1日～ 2011年3月31日						
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	36.99ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	102	263	250	0	0	615
認証依頼削減・吸収量	615 t-CO2 ³						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>兵庫県森林組合連合会</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※ 第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.hyogomori.jp/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上